

別表 1 利用料金表

一 介護報酬（一日当たりの金額になります。）

利用契約書第7条関係  
重要事項説明書第4項関係

(1) 基本報酬

介護度	単位	地域単価 (一級地)	介護報酬	利用者負担額		
				(1割)	(2割)	(3割)
要支援 2	761	10.90 円	8,294 円	830 円	1,659 円	2,489 円
要介護 1	765		8,338 円	834 円	1,668 円	2,502 円
要介護 2	801		8,730 円	873 円	1,746 円	2,619 円
要介護 3	824		8,981 円	899 円	1,797 円	2,695 円
要介護 4	841		9,166 円	917 円	1,834 円	2,750 円
要介護 5	859		9,363 円	937 円	1,873 円	2,809 円

(2) 加算報酬

初期加算	単位	地域単価 (一級地)	加算額	利用者負担額		
	30	10.90 円	327 円	1割	2割	3割
				33 円	66 円	99 円
* 初期加算は、入居してから30日間の加算となります。						
介護職員処遇改善	加算 I	加算率 11.1%	加算単価＝介護報酬（総）単価 × 11.1%			
介護職員等特定処遇改善	加算 II	加算率 2.3%	加算単価＝介護報酬（総）単価 × 2.3%			
医療連携加算 I	39単位/1日あたり					
サービス提供体制強化加算 I	22単位/1日あたり					
口腔衛生管理体制加算	30単位/1カ月あたり					

二 その他の費用

(入居時)

1 敷金 190,000円

- ①利用者は、本契約から生じる債務の担保として、敷金を預け入れるものとする。
- ②利用者は、退去するまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- ③利用者が退去した場合は、遅滞なく償却後の敷金全額が無利息で利用者又はその家族に返還される。ただし、退去時に、家賃の滞納、原状回復に要する費用の未払い、施設の利用から生じるその他の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。
- ④前項ただし書の場合には、敷金から差し引く債務の額の内訳を利用者又はその家族に明示する。

(入居期間月次)

1 家賃 95,000円/月

2 食費の提供に係る費用 24,000円/月  
ただし、800円（3食/日）にて実費精算するものとする。

3 共益費 18,000円/月

摘要：共用の新聞・雑誌類、自治会費、修繕費、共用消耗品の購入費（洗剤類、調理用具類、掃除用具類、衛生用品類（トイレトペーパー、ティッシュペーパーなど）、電灯類等）

4 光熱水費 15,000円/月 ただし、実費精算するものとする。

5 その他、日常生活においてかかる費用の徴収が必要になった場合は、その都度利用者又はその家族に説明をし、同意を得たもの限り徴収する。その場合でも実費相当分しか請求はしないものとする。

6 日割り計算について

- ① 家賃以外のその他の費用については、利用者が月途中で入退院した場合は、利用日数に応じ日割り計算して精算する。
- ② 利用者が、月途中で入所・退所した場合は、家賃及びその他の費用は利用日数に応じて精算す

上記に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い利用者又はその家族の同意を得る。

基本料金（月次）	
家賃	95,000円
食費	24,000円
共益費	18,000円
光熱水費	15,000円
その他	実費相当